

かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信



ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市民の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談や市民の皆様からの情報提供を受け付けています。

火災保険金で、屋根工事費用の負担なしって本当!?

ある日突然、「近くで工事をしている、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。」と事業者が来訪してきた。

「瓦のずれは2年前の台風が原因だろう、火災保険を利用すれば費用の負担がなく修理ができる。」と言われた。

費用がかからないならと軽い気持ちで火災保険の申請手続きを依頼し、屋根の請負工事を240万円で契約した。

後日、別々で暮らしている息子に契約したことを伝えたところ、

「本当に保険が下りるのか、下りなかったらどうするのか。」と言われて不安になった。

今からでも解約したい。



アドバイス!

キャンセルはできるのでしょうか?	訪問販売にて契約した場合は、クーリング・オフができます。法律で定められた書面を受け取った日から8日以内に書面で契約先に通知しましょう。
セールストークの手口はさまざま?	自己負担ゼロを強調したり、当社で手続き代行をするなどの、勧誘トークが多く見受けられます。
トラブルに遭わないために!	費用負担0円、保険金で負担するなどの勧誘トークを鵜呑みにせず、地元の他業者からも見積もりをもらうなど、慎重な対応が必要です。
火災保険には自然災害に対する保証があります!	自然災害で住宅が損害を受けたら、保障内容を確認し、自分で損害保険会社あるいは代理店に申請手続きをしましょう。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

所在地 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎内 (大和田 562)

開設日 月・火・木・金 (祝日・年末年始を除く)

相談時間 午前9時から正午 午後1時から午後4時まで

電話 0299-59-2111・029-897-1111 (どちらでも可)
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

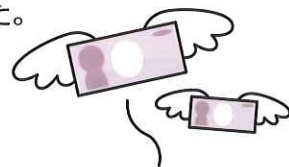
消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

市消費生活センターの開設日は、下記のとおり電話での相談に対応しています。
【水】茨城県消費生活センター029-225-6445 【土日祝】国民生活センター188

アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契約に・・・

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から、「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか？」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月サポート料金として約 3,000 円引き落とされていることが分かった。確認すると、1 年縛りでサポート契約をしているとのことだった。解約を申し出ると、「今解約するとキャンセル料が発生する。」と言われた。



ひとこと助言

- 大手通信会社の名前を出しても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名をまずはしっかりと確認しましょう。
- 知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者にお問い合わせをしましょう。
- 困ったときは、すぐにお住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください。



かすみがうら市消費生活センター(霞ヶ浦庁舎) 029-897-1111 (内線: 2528)

※市消費生活センターの閉設日は、下記のとおり電話での相談に対応しています。

【水曜日】茨城県消費生活センター 029-225-6445

【土日祝】国民生活センター 188

消費生活相談室より

今回のくらしのほっと通信 9 月号では、2021 年上半期に非常に多くの相談がございました「訪問販売による屋根工事」に関する事例や、対応についてのアドバイスを記事にさせていただきました。また、最近多発している回線に関する電話での勧誘についても、紹介させていただきます。**怪しいと思ったら「ひとこと助言」を確認し、わからないことなどがありましたら、消費生活センターへご相談ください。**

9月は高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン月間です!

今年は市役所の職員を名乗った還付金詐欺の電話が多発しています。

職員が電話で口座情報を聞くことはありません。怪しい訪問や電話には対応しない、もしもの時は、ご家族に対応・同席してもらうなど周りの方たちと助け合って、悪質商法や詐欺被害を撲滅しましょう!

